

(6)インシデント・アクシデント調査

分子：アクシデント件数

分母：総インシデント・アクシデント件数

収集期間： 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

インシデント（偶発事象）とは、医療行為によって患者さんやご家族に障害もしくは不利益を及ぼさないもので、『ヒヤリ』としたり『ハット』したりしたものをいいます。

アクシデント（医療事故）とは、医療行為によって患者さんやご家族に障害もしくは不利益を及ぼしたものをいいます。

以下はインシデント・アクシデントの分類基準の表です。参考にしてください。

インシデント・アクシデントの分類基準  
患者への影響レベル基準

分類	患者への影響度	内容	
インシデント	レベル0	間違ったことが実施されるまえに気づいた場合	
	レベル1	間違ったことが実施されたが、患者には変化がなかった場合	
	レベル2	事故により患者に変化が生じ、一時的な観察が必要となったり、安全確認のために検査が必要となったが、治療の必要がなかった場合	
アクシデント	レベル3	a	事故のため一時的な治療が必要となった場合
		b	事故のため継続的な治療が必要となった場合
	レベル4	a	事故により長期にわたり治療が続く場合(機能障害の可能性はない)
		b	事故による障害が永続的に残った場合
	レベル5		事故が死因となった場合
その他		自殺企図や暴力、クレームなど	

身体への侵襲を伴う医療行為は常にインシデント・アクシデントが発生する危険があります。その発生をできる限り防ぐことは医療安全の基本です。また、仮にインシデント・アクシデントが生じてしまった場合、その原因をきちんと調査して同じようなことが起こらないように防止対策をとることが求められます。そのためにはインシデント・アクシデントをきちんと記録することが必要です。本事業ではインシデント・アクシデント総数に対するレベル 3b 以上のアクシデントの割合も指標化しています。なお、インシデントをどの範囲までとるかは施設によって異なるため、インシデントの報告数が多い施設で医療安全に関して高い問題があるわけではありません。なお、参考の分類基準ではレベル 2 が 1 つですが、施設によっては 2A、2B と細かく分類している施設もあります。



指標 8 : インシデント・アクシデント調査

